

石川県精育園移転基本構想

令和8年5月



石 川 県



目次

はじめに	1
1. 現施設の現状と課題	2
1-1.現施設の概要	2
1-2.施設の現状	4
1-3.被災前の利用状況	6
1-4.令和6年能登半島地震の影響	7
1-5.課題	8
2. 精育園の目指す姿	9
2-1.障害者支援施設の在り方についての国の考え方	9
2-2.検討委員の意見まとめ	10
2-3.精育園の目指す姿と役割	11
3. 整備方針	12
4. 整備計画	17
4-1.施設要件の整理と機能レイアウト	17
4-2.施設整備に求める立地要件及び規模	19
5. 整備予定地	20
5-1.整備予定地の概要	20
5-2.整備予定地の立地条件	21

6. 事業計画.....	22
6-1.整備手法.....	22
6-2.整備スケジュール.....	23
参考資料.....	24
■石川県精育園移転検討委員会設置要綱.....	25

はじめに

石川県精育園は、昭和 38 年に県内初の障害者更生施設として穴水町由比ヶ丘の地に開設されて以来、重度の知的障害者を受け入れ、常時介護の提供や日中活動の機会の確保を通じて、奥能登地域における障害者福祉のセーフティネットとしての役割を担ってまいりました。平成元年には現在地である穴水町七海へと移転し、その後も短期入所や日中一時支援事業など多様なサービスを通じて、地域の障害者福祉を支え続けてきました。

しかしながら、現施設は移転後すでに 36 年が経過し、老朽化が著しく進行しているほか、多床室の構造や不十分なバリアフリー機能など、近年の障害者支援施設に求められる基準や、利用者の高齢化に伴う多様なニーズへの対応という観点から見ても、施設としての機能が十分とは言えない状況にありました。

こうした状況に加え、令和 6 年能登半島地震により、建物・設備に甚大な被害が発生しました。百数名にのぼる利用者全員が県内外の施設へ避難を余儀なくされ、応急復旧工事の完了後も、依然として一部の利用者は他施設での生活を続けている状況です。また、現在地においては地盤上の問題も確認されており、現施設の単純な復旧ではなく、新たな施設への移転・建て替えが必要であるとの判断に至りました。

このため、県は「石川県精育園移転検討委員会」を設置し、学識経験者や福祉関係者の知見を集めながら、整備する施設の規模や機能、移転先の立地条件等について検討を重ねてきました。本構想は、その検討結果を踏まえ、避難者の早期帰還を最優先としつつ、利用者の生活の質の向上と災害への備えを柱として、今後の施設整備の方向性を示すものです。

1. 現施設の現状と課題

1-1. 現施設の概要

(1) 設置目的

精育園は、以下の目的で設置されています。

- ・ 常時介護が必要な知的障害者の方々に対して、入浴・排せつ・食事などの日常生活における介護を提供すること
- ・ 利用者の方々に創作的活動や生産活動の機会を提供し、自己実現や社会参加を支援すること
- ・ 短期入所や日中一時支援事業などを通じて、地域に暮らす障害者の支援を行うこと

(2) 沿革

精育園は、昭和 38 年に県内初の障害者更生施設として穴水町由比ヶ丘の地に開設されました。

平成元年には現在地である穴水町七海に移転し、奥能登地域ひいては石川県の障害者福祉におけるセーフティネットとして、その役割を果たしてきました。

昭和 38 年 8 月	穴水町由比ヶ丘において精神薄弱者更生施設として開園
平成元年 8 月	穴水町七海に新築移転
平成 15 年 4 月	知的障害者福祉法に基づく知的障害者入所更生施設として指定
平成 24 年 4 月	障害者自立支援法に基づく障害者支援施設として指定
平成 25 年 4 月	指定管理者制度を導入 [指定管理者：(社福)徳充会]



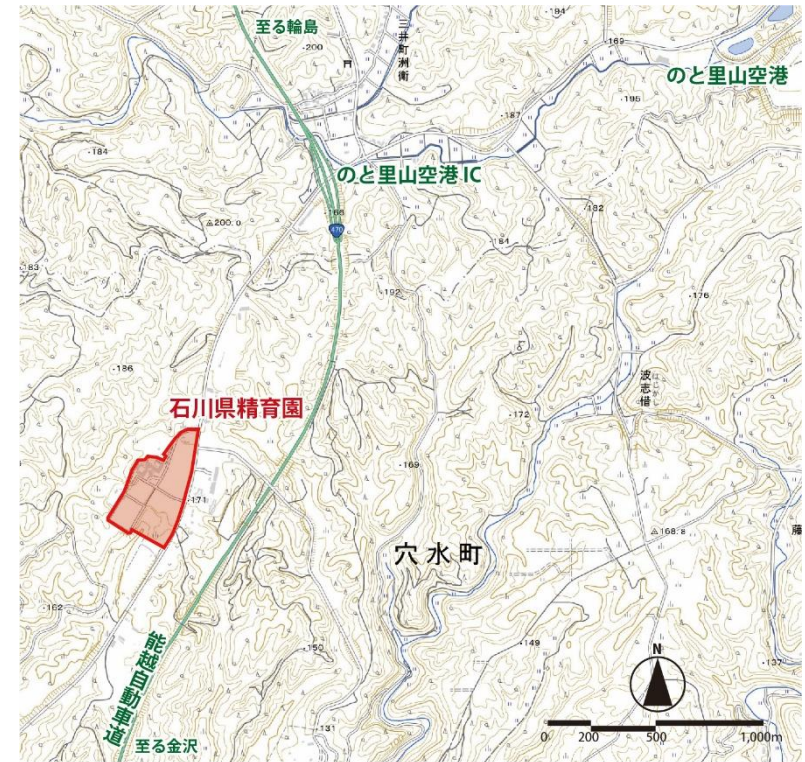
被災前における精育園での活動の様子 ((社福)徳充会ホームページより)

(3) 施設概要

現在の精育園は、のと里山空港が近く、自然豊かな山間の四季を身近に感じる環境の中に立地しています。

施設名称	石川県精育園
所在	鳳珠郡穴水町七海6字50
構造等	管理棟及び居住棟（鉄骨・鉄筋コンクリート造3階建）
建築年	平成元年（1989年）8月（築36年経過）
敷地面積	12,955.89 m ²
延床面積	5,646.86 m ²
定員	①障害者支援施設 生活介護 : 130人（震災後：40人） 施設入所支援 : 130人（震災後：40人） ②短期入所 併設型 : 4人（震災後：4人）

【現施設の位置】



出典：国土地理院地図

【敷地レイアウト】

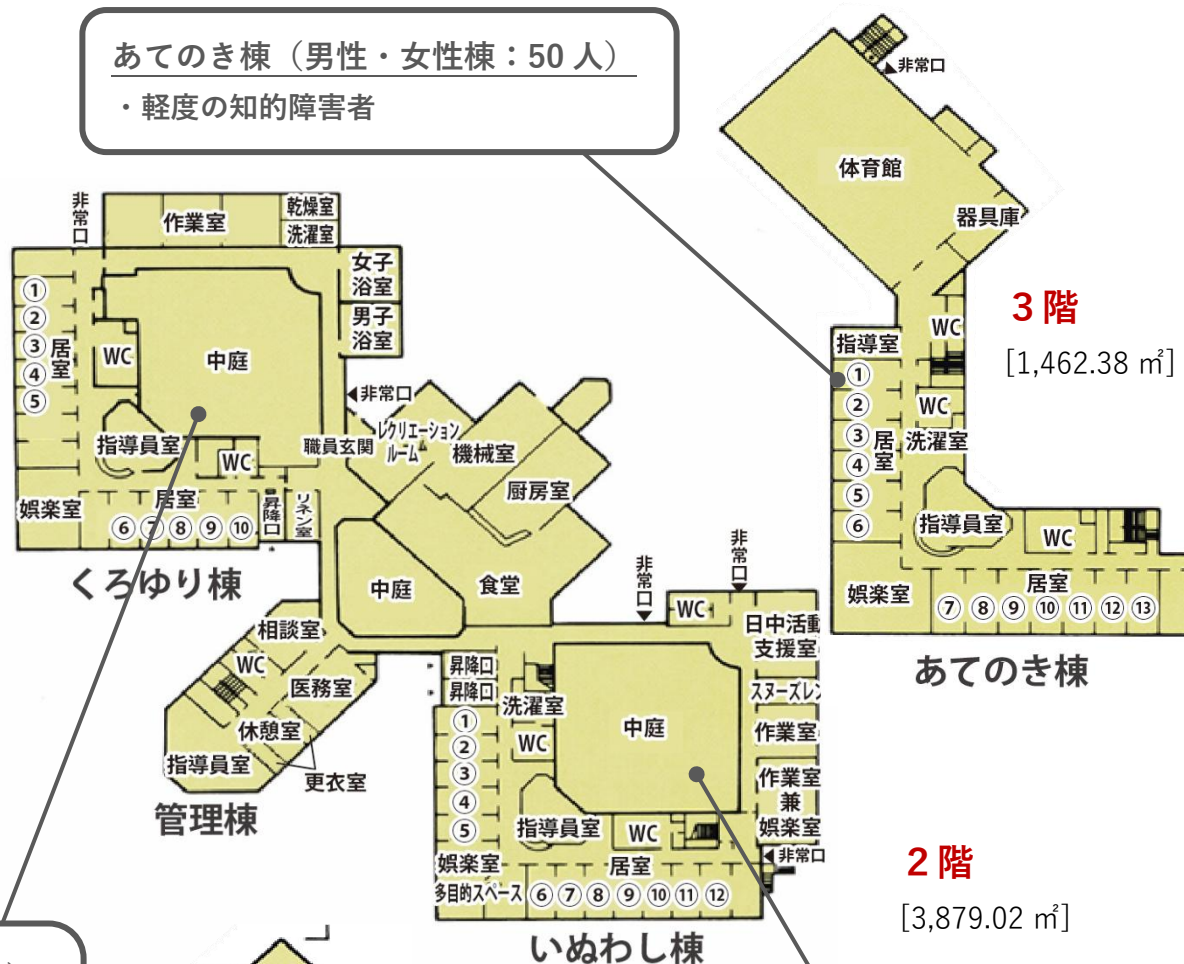


1-2.施設の現状

【居室（定員）】

くろゆり棟(定員)		いぬわし棟(定員)		あてのき棟(定員)	
居室①	4人	居室①	4人	居室①	4人
居室②	4人	居室②	4人	居室②	4人
居室③	4人	居室③	3人	居室③	4人
居室④	3人	居室④	2人	居室④	4人
居室⑤	3人	居室⑤	2人	居室⑤	4人
居室⑥	4人	居室⑥	4人	居室⑥	4人
居室⑦	4人	居室⑦	4人	居室⑦	4人
居室⑧	4人	居室⑧	4人	居室⑧	4人
居室⑨	4人	居室⑨	4人	居室⑨	4人
居室⑩	4人	居室⑩	3人	居室⑩	3人
		居室⑪	4人	居室⑪	3人
		居室⑫	4人	居室⑫	4人
				居室⑬	4人
合計	38人	合計	42人	合計	50人

あてのき棟（男性・女性棟：50人）
・軽度の知的障害者



くろゆり棟（女性専用棟：38人）

- ・高齢または重度の知的障害者
- ・強度行動障害の知的障害者

いぬわし棟（男性専用棟：42人）

- ・高齢または重度の知的障害者
- ・強度行動障害の知的障害者

敷地内及び建物内部の様子



施設外観



農作業棟



運動場



駐車場



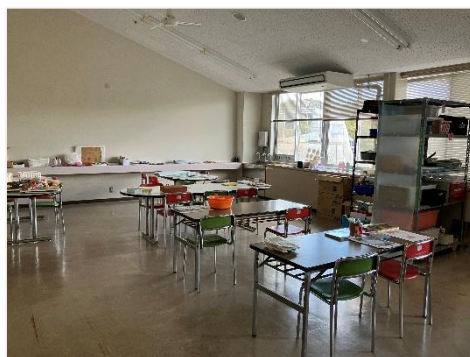
居室（4人部屋）



食堂



浴室



日中活動室

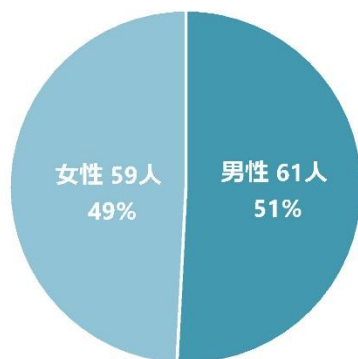


体育館

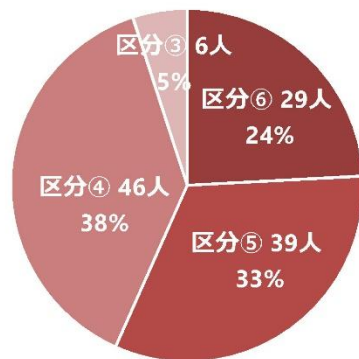
1-3.被災前の利用状況

被災前の精育園の利用者は男女ほぼ同数の計 120 名で、障害支援区分の平均は 4.7 と高く、常時手厚い支援を必要とする重度の方が大半を占めていました。平均年齢は 59 歳と高齢化が進んでおり、在籍年数は平均約 29 年・最長 61 年に及ぶことから、精育園が利用者にとって長年の「生活の場」として機能してきたことが伺えます。また、出身地の約 9 割が能登地区出身者であり、奥能登地域における障害者支援の中核的な受け皿として、地域に深く根ざした施設であったことが分かります。

性別 男女比は半々



障害支援区分 平均区分 4.7



※障害支援区分

障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示すもの

→区分が高いほど必要とされる支援度が高い
→動作や意思疎通、行動障害等の80項目から判定

※障害者支援施設の利用条件

- ・18歳以上：区分4以上の方
- ・50歳以上：区分3以上の方

既往症や行動障害の例

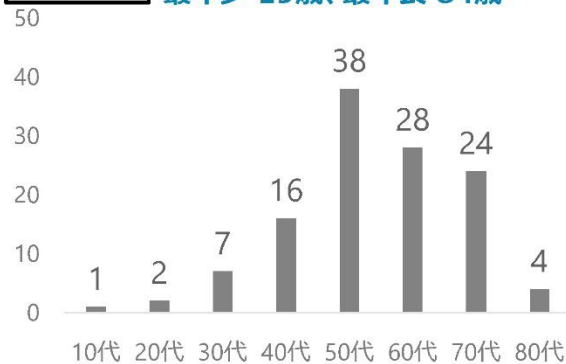
■既往症や基礎疾患の例

- ・自閉症スペクトラム（広汎性発達障害・自閉症）
- ・統合失調症
- ・気分障害（周期性精神病・うつ病性障害）
- ・てんかん
- ・ダウン症 等

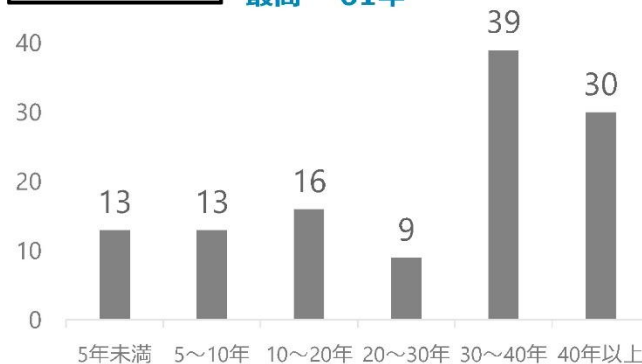
■行動障害の例

- ・自傷、他害
- ・器物破損
- ・異食、過食
- ・睡眠障害
- ・ろう便
- ・多動、奇声 等

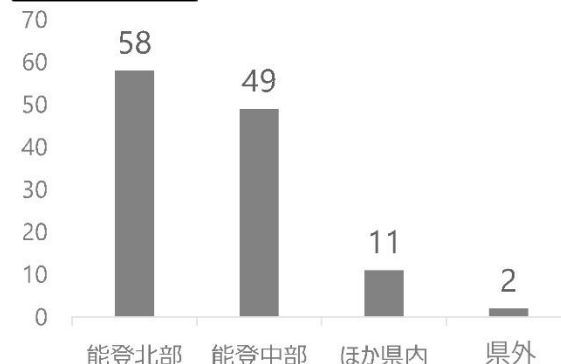
年齢 平均年齢 59歳
最年少 19歳、最年長 84歳



在籍年数 平均 約29年
最高 61年



出身地 約9割が能登地区出身者



1-4.令和6年能登半島地震の影響

令和6年能登半島地震により、精育園は建物・設備・敷地に甚大な被害を受けました。様々な課題が存在しており、老朽化や今日の施設にふさわしい機能等も踏まえ、復旧方針を検討した結果、現地での復旧を断念し、移転・建て替えが必要との判断に至りました。

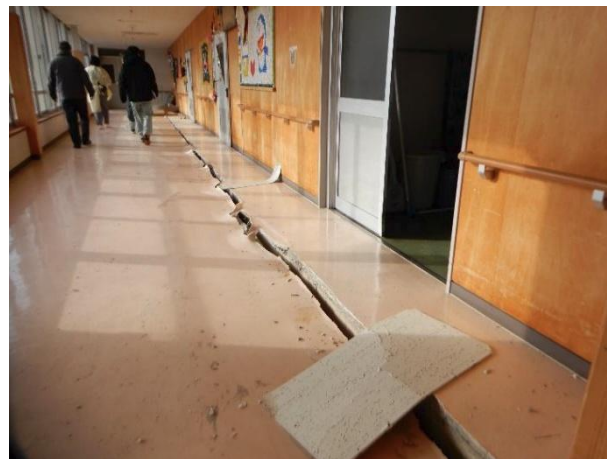
地震による影響と移転・建て替えに至った経緯を以下に整理します。

- 震災時点での利用者120名は県内外の施設等へ一斉避難（令和6年4月完了）※震災当日は113名が利用
- その間、応急復旧工事を進め、錦城学園で避難していた39名が令和7年4月から精育園での生活を再開 ※現在41名
- 一方で、62名（県内30名、県外32名）は現在も県内外の施設で生活されている ※多くの方々が今後も精育園の利用を希望
- 建物や地盤の被害状況等から、本復旧にあたっての課題は以下の通り
 - ・地盤改良が必要であり、工事が長期化・高額化するおそれがあること
 - ・工事中は利用者を再び他の施設等に避難させる必要があること
 - ・多床室（4人部屋）では、現在の施設基準（1人当たりの面積）や利用者のニーズを満たしていないこと 等

被害の様子



建物連結部の損傷



廊下の亀裂



地盤の被害

1-5.課題

精育園が抱える課題は以下の4点に整理されます。これらの課題を踏まえ、今後の精育園のあり方を見つめ直すとともに、移転による新施設の整備にあたっては、利用者がより安全・安心に生活できる環境の実現に向けた方針について検討を進めます。

精育園が抱える課題

①建物の老朽化

- 平成元年に建設後36年が経過し、令和6年能登半島地震においても甚大な被害

②地震による被害

- 建物や地盤の被害状況等から、地盤改良が必要となる
- 現在地での復旧工事は騒音・振動を伴うことから、利用者を再び他の施設等に避難させる必要がある

③今日の基準に合致しない居住環境

- 多床室（主に4人部屋）のため、プライバシーの確保が不十分であり、日常生活における自分だけの空間がない

④高齢化・重度化の進行

- 強度行動障害や高齢化・重度化した利用者に配慮した、専門性やバリアフリー機能が不十分

2. 精育園の目指す姿

2-1.障害者支援施設の在り方についての国の考え方

障害者支援施設の在り方について、国（厚生労働省）は「施設から地域生活へ」という方針を長年掲げており、近年は特に、施設入所者の地域移行を積極的に推進し、施設を「終の棲家」ではなく「地域生活へ移行するための通過点」または「専門的なセーフティネット」として再定義する動きが強まっています。

障害者支援施設に求められる役割・機能、あるべき姿

① 利用者の意思・希望の尊重

どこで誰と、どのように生活したいか本人の意思・希望が尊重される意思決定支援の推進が重要。本人にわかりやすい情報の提供や、あらゆる場面で体験や経験を通じた選択の機会を確保し、本人の自己実現に向けた支援を行う。

② 地域移行を支援する機能

施設から地域生活への移行を支援する機能として、地域と連携した動機付け支援や地域移行の意向確認等に取り組む。

③ 地域生活を支えるセーフティネット機能

地域での生活が困難となった場合の一時的な入所や、施設の有する知識・経験・支援技術等の専門性の地域への還元、緊急時や災害時における地域の拠点としての活用を推進する。

④ 入所者への専門的支援や生活環境

強度行動障害を有する者や医療的ケアが必要な者などへの専門的な支援や、重度化・高齢化した利用者への対応、終末期における看取りまでの支援は、地域における支援体制づくりが求められているとともに、特に施設において求められている役割。

入所者の暮らしの質の向上に資する生活環境（居室の個室化、日中活動の場と住まいの場の分離など）にすることが重要。

出典：厚生労働省「施設の在り方検討会これまでの議論のまとめ」（令和7年9月24日付）

2-2.検討委員の意見まとめ

本計画の策定にあたり、石川県精育園移転検討委員会を設置し、有識者や関係者の皆様から様々な観点でご意見を頂きました。検討委員会における主な意見を以下に整理します。

ソフト面（施設の役割・目指すべき姿）

■専門的支援の強化

全国に誇れる先進的な施設とし、強度行動障害の方への集中支援や、地域の事業所では対応困難な支援者の養成機能を持たせるべきである。

■安全と意思決定の尊重

入所者の安全で穏やかな生活を重視しつつ、本人の意思を丁寧に引き出し、選択を尊重する支援姿勢が重要である。

■柔軟な支援体制

障害特性、状態、年齢、生活スタイルに応じた柔軟な支援や、行事中心ではない日常的・継続的な地域交流（農園や運動場などの活用）が必要である。

■災害対応力の向上

能登半島地震の教訓を踏まえ、広域避難を避けられる体制や、障害のある方が安心して避難・生活できる災害対応力の高い施設を目指すべきである。

ハード面（施設整備の方向性）

■規模と構造の柔軟性

定員は100人程度を基本とし、ユニット型（10人以下）＋個室化を推進する。将来のニーズ変化に対応できる構造的な柔軟性も求められる。

■機能的な空間設計

セキュリティ体制への配慮、刺激の少ない空間づくりなど障害特性に応じた環境整備、活動と居住の場を分ける空間配置を行う必要がある。

■支援効率と安全性の両立

職員の動線設計やゾーニングを工夫し、ICT機器（見守りカメラ等）等の活用により、支援の質の向上と職員の負担軽減を図る。

■立地条件

市街地に近く交通の便が良いこと、職員や地域住民が訪れやすく、利用者が外出や地域移行しやすいよう地域資源（商店・作業所等）との距離感を考慮すべきである。

2-3.精育園の目指す姿と役割

精育園が抱える課題、国の考え方、検討委員会における意見を踏まえ、新たな精育園の目指す姿を次のとおりとします。

目指す姿

～一人ひとりが自分らしく、地域とともに生きる～

①暮らし続けられる社会の実現

専門性と包摂性を基盤とした支援により、重度の障害があっても、年齢を重ねても、誰もが安心して生活できる地域社会の実現を目指します。

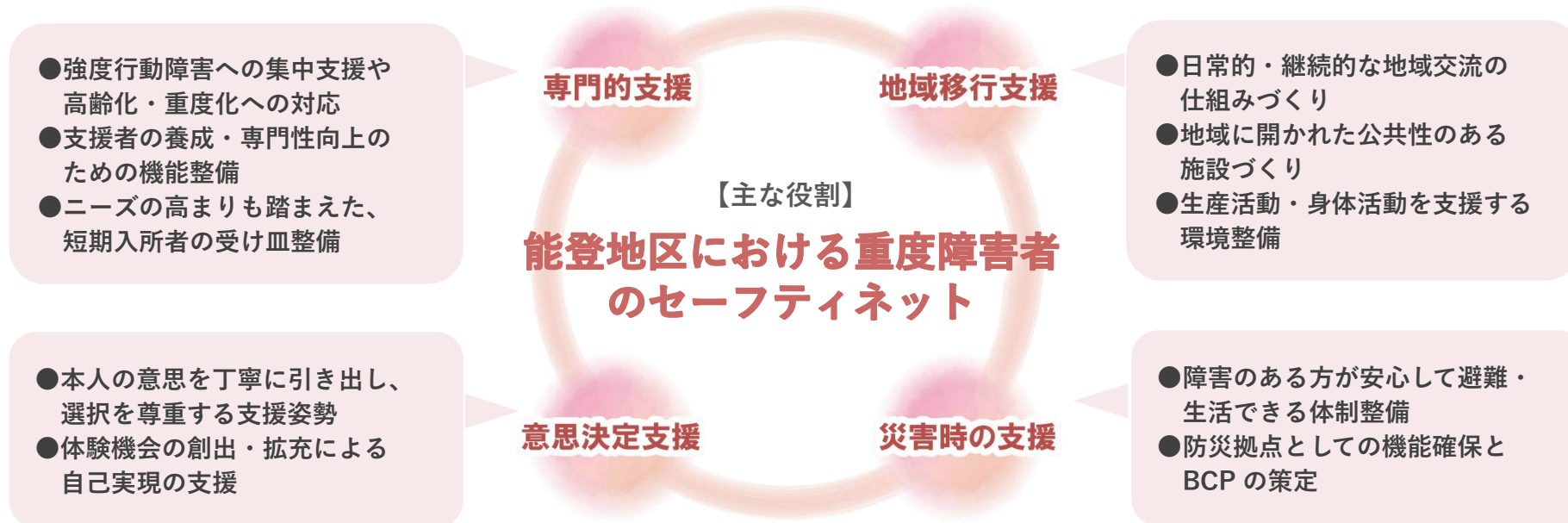
②地域とのつながりによる地域移行・共生の促進

地域社会とのつながりを育み、利用者が地域の一員として自分らしく生きることができるよう、共に歩む支援の場としての役割を果たします。

③支援の質の向上

個別性に応じた居住環境の整備、地域とのつながり、共に歩む人々を支える環境づくりを通して、支援の質を高め、一人ひとりの幸せと安心のかたちを築いていきます。

【役割と整備の方向性】



3. 整備方針

精育園の整備に向けて、次の7機能を柱にして整備を進めます。

①安全・安心機能

誰もが安心して生活・活動できる環境を整える機能

②日常生活機能

心身ともにリラックスできる居住空間を整備することで、生活の質の向上につなげる機能

③日中活動機能

利用者が希望する日中活動を叶えられる環境を整備することで、自己実現につなげる機能

④健康増進機能

利用者の身体機能の低下を防止し、健やかな生活につなげる機能

⑤地域交流機能

地域との交流や地域移行を想定した経験を積むことで、地域での生活の第一歩につなげる機能

⑥職場環境機能

支援者が働きやすい環境を整備することで、支援の質の向上につなげる機能

⑦防災拠点機能

能登半島地震の経験を踏まえた、緊急時でも対応できる防災拠点としての機能

①安全・安心機能

誰もが安心して生活・活動できる環境を整える機能

■バリアフリー環境の整備

- ・車椅子や歩行補助具を利用する方が安心して移動できるよう、段差解消・手すり設置・通路幅の確保を行う。
- ・エレベーターを設置し、上下階の移動を容易にすることで、利用者・職員双方の負担を軽減する。

■見守り支援及び防犯対策の強化による安全性の向上

- ・センサーやICT機器で居室内の状況を把握し、プライバシーを尊重しつつ安全を確保する。
- ・監視カメラや入退室管理システムの導入や、管理体制（施錠等）を再考し、外部からの侵入等への対策を講じる。

■感染症対策の強化

- ・感染症対策の観点を踏まえ、居室の個室化を図る。
- ・利用者・職員が安心して活動できるよう、共有空間の動線・ゾーニングに配慮する。
- ・換気設備の充実、抗菌・抗ウイルス素材の活用等衛生設備の強化に配慮する。



広い廊下イメージ

②日常生活機能

心身ともにリラックスできる居住空間を整備することで、生活の質の向上につなげる機能

■心身ともにリラックスできる居室の整備

- ・個室化を基本とし、障害特性や生活ニーズに応じ、ユニット型の導入も検討する。
- ・遮音性や破壊対策、怪我防止に配慮した部材を使用する。

■誰もが使用しやすい食堂やデイルームの設置

- ・ゾーニングや間仕切りの工夫により、落ち着いて過ごせる空間を確保する。

■障害特性への配慮や事故防止を目的とした設備設計

- ・トイレは洋式化や弄便対策、水栓管理などを導入し、安全性と使いやすさを両立する。
- ・身体機能が低下した利用者でも安心して入浴ができる介護浴槽を設置する。

■地域移行に向けた自立生活の基盤づくり

- ・個室での生活を通じて、整理整頓や生活リズムの自己管理を学び、地域生活への移行を支援する。



居室イメージ



車いす利用者に配慮した洗面台イメージ

③ 日中活動機能

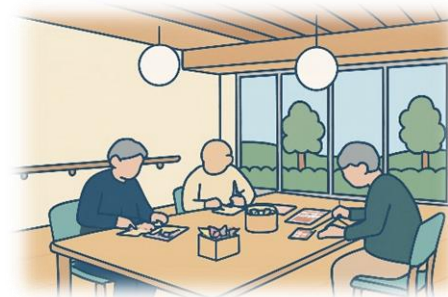
利用者が希望する日中活動を叶えられる環境を整備することで、自己実現につなげる機能

■利用者ニーズに応じた日中活動スペースの確保

- ・利用者の意思決定を尊重し、活動の選択肢を多様に用意することで「自分らしい生活」を支援する。
- ・展示スペース（ギャラリー等）を設け、住民との交流や地域理解を促進する。

■集中して作業に取り組むことが出来る環境の整備

- ・間仕切りの設置やゾーニングにより、個別性、障害特性に応じた集中環境を整備する。
- ・活動の場と休息の場を分けることで、生活にメリハリを生み出し、心身の安定につなげる。



創作活動に取り組むイメージ

④ 健康増進機能

利用者の身体機能の低下を防止し、健やかな生活につなげる機能

■利用者の障害特性に応じた軽運動やリハビリ活動ができるスペースの確保

- ・中庭や広場等、屋外で散歩や日光浴が出来るスペースを整備する。
- ・ホールや多目的スペース等、雨天や冬季でも運動・体力づくりができる
屋内スペースを確保する。

■健康管理体制の強化

- ・定期的な健康チェックや感染症予防対策を行える仕組みを整え、安心して生活できる環境を確保する。

■心身の健康と交流の促進

- ・文化活動や地域交流を通じて心の健康を支え、社会参加につながる機会を提供する。



軽スポーツを楽しむイメージ



中庭での活動イメージ

⑤地域交流機能

地域との交流や地域移行を想定した経験を積むことで、地域での生活の第一歩につなげる機能

■地域とつながる交流施設の整備

- ・地域住民が自然に立ち寄れる空間とし、交流ホールや広場を併設して、日常的な交流を生み出す。
- ・地域の様々な人たちが集まって、ともに農業体験できる、ユニバーサル農園の整備を検討する。
- ・地域住民との共同活動（イベント・農園・スポーツなど）を通じて、社会参加と交流を両立する。
- ・自宅等で生活する障害者を支える居宅介護事業所との連携を図る（アウトリーチの促進）。

■地域とつながりやすい立地選定

- ・交通アクセスの良い立地を選定し、家族や地域住民も訪れやすい環境を整える。
- ・商店・作業所など地域資源とのアクセス性を確保することで、外出支援や地域移行支援をしやすい環境を整える。



地域交流イメージ

⑥職場環境機能

支援者が働きやすい環境を整備することで、支援の質の向上につなげる機能

■動線設計・ゾーニングの工夫

- ・職員が安全かつ効率的に支援できるよう、動線設計やゾーニングを工夫する。
- ・利用者の生活空間と職員の作業動線を分けることで、支援効率と安全性を両立する。

■業務効率化や省人化を目的とした、介護現場で活用されるテクノロジーの導入

- ・ICT 機器（見守り支援システム等）や介護ロボットを導入し、職員の負担軽減と支援の質向上を両立する。
- ・職員の ICT 機器の円滑な活用を支える基盤として全館 Wi-Fi を整備する。

■職員が安心して働ける休憩・交流環境の充実

- ・職員が安心して休息できる環境を確保する。
- ・休憩室や交流スペースを設け、職員同士の情報共有や連携を促進し、支援の質を高める。

■通しやすい環境の確保

- ・交通アクセスの良い立地を選定し、職員が通勤しやすい環境を整える。

■支援者養成・研修機能の併設

- ・職員のスキル向上や地域の支援力強化に貢献するため、会議室や研修スペースを整備する。



ICT 機器の導入による見守り支援のイメージ

7 防災拠点機能

能登半島地震の経験を踏まえた、緊急時でも対応できる防災拠点としての機能

■地域の障害者やその家族等を受入れできる防災拠点機能の確保

- ・ 家族と一緒に避難できる同伴スペースを想定した、交流ホールや空きスペースの活用について検討する。
- ・ 避難生活においても安心してトイレや浴室を利用できるよう、生活支援設備の設置を検討する。
- ・ 食事提供や水の確保を支える備蓄倉庫を設置し、長期的な避難生活にも対応できる体制を構築する。

■災害時の早期復旧・事業の継続

- ・ 無停電設備、自家発電機を設置し、停電時でも必要な機器を稼働可能にする。
- ・ 耐震構造を備え、建物自体の安全性を確保する。
- ・ 衛星電話・非常用 Wi-Fi の設置等により、通信手段を確保する。

■安全性の高い立地選定

- ・ 災害時の避難拠点としての機能を十分に発揮できるよう、安全性の高い場所を選定する。
- ・ 地域防災拠点との連携を前提に、地域全体の防災力を高める。



防災倉庫イメージ



太陽光発電による電力供給イメージ



防災拠点イメージ

4. 整備計画

4-1.施設要件の整理と機能レイアウト

(1) 施設要件

新施設が対象とする受入対象者およびサービス内容について、以下のとおり整理します。

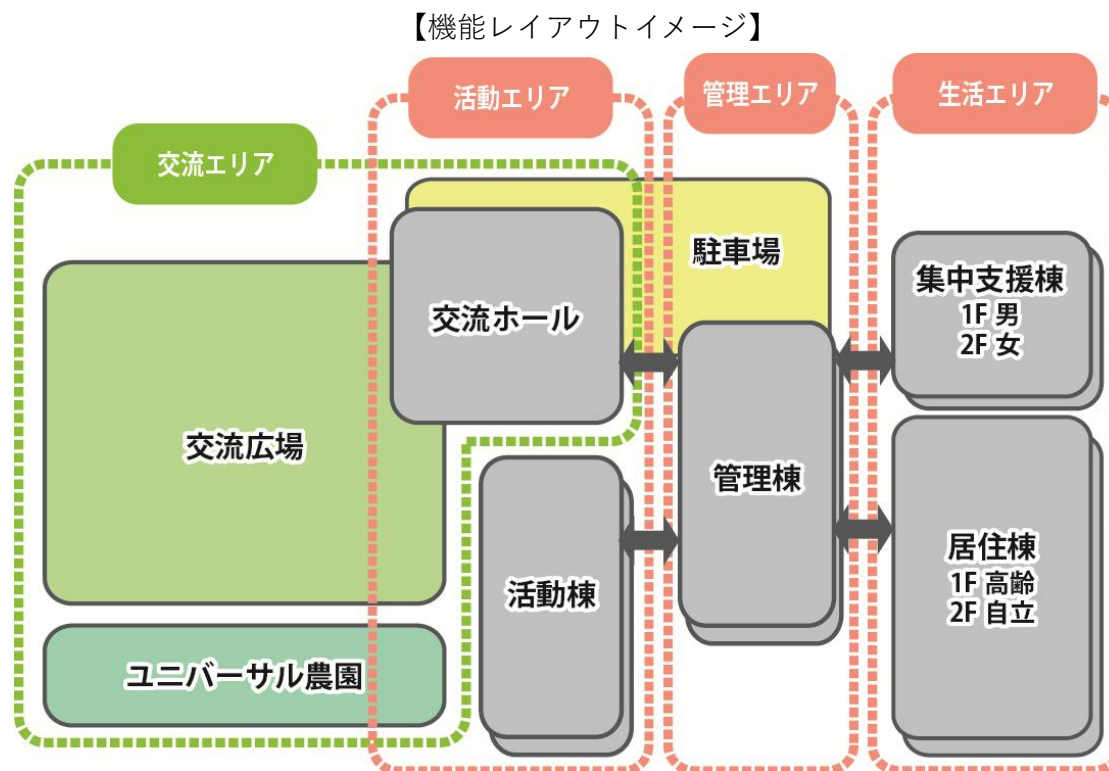
受入対象者	主に障害支援区分4～6の方
対象とするサービス	入所支援 100人程度（自立30人・高齢30人・集中支援40人） 生活介護 100人程度 短期入所4人以上

※定員については、今後精査。

(2) 機能レイアウト

新施設の機能レイアウトは、利用者の生活の質向上と効率的な運営を両立するため、生活・活動・交流・管理の各エリアを以下のとおり配置します。

- 生活エリアと活動エリアを分け、昼と夜の区別を明確にする
- 交流ホールは、広場に近い外側に配置し、イベント等にも対応可能にする
- 生活エリア内は障害特性や状態により区分し、支援の質向上や効率的な運営を図る



居住棟（自立・高齢）の配置イメージ	集中支援棟の配置イメージ
<ul style="list-style-type: none"> ■個室化を基本としつつ共有スペースを活かし、利用者が「一人で過ごす」「みんなと過ごす」を選べる環境を整える ■現在の職員数を鑑み、食堂や浴室を共有することで、支援体制の効率化を図る 	<ul style="list-style-type: none"> ■刺激を抑えた安全な設計と個室化を基本とし、支援スタッフの動線や見守り体制を確保しやすい規模とする ■日常生活の中で自立支援や意思決定支援につながる活動ができるよう、訓練室や多目的室をユニット内に配置する ■性別による生活ニーズやプライバシーへの配慮を踏まえ、安心して過ごせる環境を提供する
<p style="text-align: center;">【レイアウトイメージ】</p>	<p style="text-align: center;">【機能レイアウトイメージ】</p>

※集中支援棟は、強度行動障害等のある利用者が集中的な支援を受けながら症状の緩和・安定を図るための専門エリアです。状態が落ち着いた利用者は居住棟への移行や、将来的な地域生活への移行も視野に入れた、ステップアップの場として位置づけます。

4-2.施設整備に求める立地要件及び規模

新施設の整備にあたり、求められる機能を実現するための立地要件と各エリアの概ねの規模を以下のとおり設定します。

※詳細については設計段階において精査します。

立地要件

- 市街地との距離が近く、交通アクセスが良いなど地域住民や職員・家族が訪れやすい場所
- 災害時の避難拠点としての機能も考慮し、安全性の高い場所
- 定員を100人程度と仮定した場合には、敷地面積は1万㎡以上、建物の延べ床面積は6千～7千㎡程度が必要

敷地の必要面積（想定）		
項目	内容	想定面積
建物本体	2階建てを想定	4,000 ㎡
駐車場	職員用 50 台 来園者用 20 台程度	2,500 ㎡
交流広場	小規模の公園クラスを想定	2,500 ㎡
ユニバーサル農園	住民利用可	1,000 ㎡
合計		約 10,000 ㎡

建物の必要面積（想定）		
項目	内容	想定面積
管理エリア	職員室、休憩室、会議室、医務室等	600 ㎡
生活エリア	居住棟（自立・高齢・短期入所）：1,800 ㎡ 集中支援棟：1,200 ㎡	3,000 ㎡
活動エリア	交流ホール・活動室	1,200 ㎡
共有スペース	玄関、ホール、廊下、階段、エレベーター、機械室等	1,200～2,200 ㎡ 建物全体の 20～30%程度
合計		約 6,000～7,000 ㎡

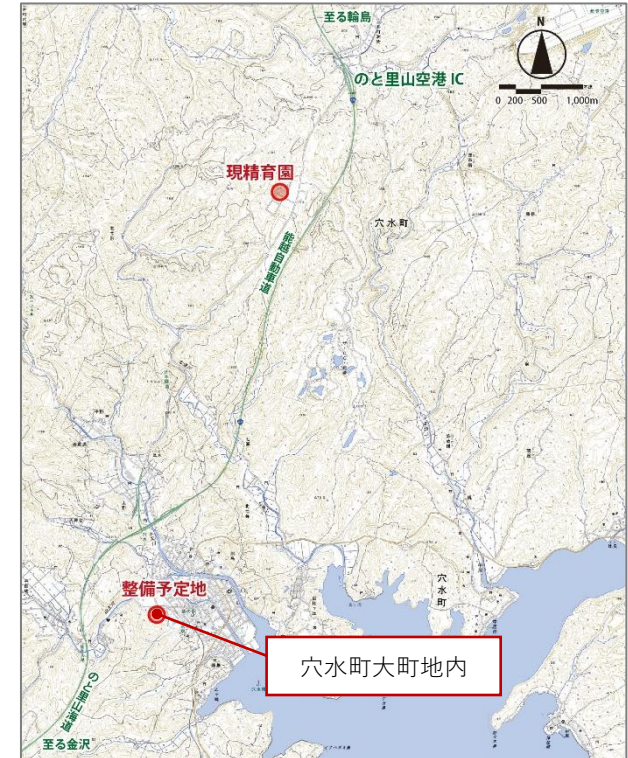
5. 整備予定地

5-1. 整備予定地の概要

検討委員会による移転先の立地条件に係る意見を踏まえ、穴水町に対し、移転先の選定について協力を依頼したところ、穴水駅西側の町有地の打診がありました。

当該地は、穴水駅西側の市街地縁部に位置しており、周囲には既存の住宅地、学校、福祉施設、医療系施設などの公共サービス拠点が複数あり、穴水駅を中心に地域住民の生活支援機能が集積しているエリアに近接しています。

【整備予定地の位置と周辺施設の状況】



出典：国土地理院地図

色	用途地域区分
■	第1種低層住居専用地域
■	第2種低層住居専用地域
■	第1種中高層住居専用地域
■	第2種中高層住居専用地域
■	第1種住居地域
■	第2種住居地域
■	準住居地域
■	田園住居地域
■	近隣商業地域
■	商業地域
■	準工業地域
■	工業地域
■	工業専用地域

5-2.整備予定地の立地条件

整備予定地は、穴水町が復興公営住宅の建設を進める開発エリア内を予定しており、町と県が連携しながら一体的な整備を進めていく必要があります。

整備予定地については、周辺にがけや河川があることから、地震や大雨等の災害時には、建物の被害やがけ崩れ、液状化、浸水等の恐れがあります。

このため、

- ・建築物の耐震性能を十分に確保するなど、構造の耐震化
- ・建築基準条例に基づいた安全対策
- ・地盤改良
- ・排水計画や浸水対策

など、立地条件を踏まえ、安全・安心な施設づくりに向け万全を期します。



出典：国土地理院地図

都市計画・法規制	都市計画区域	都市計画区域
	用途地域	第2種中高層住居専用地域
	容積率・建蔽率	200%・60%
	立地適正化計画	立地適正化計画区域
	景観計画区域	能登島七尾湾周辺地域／隣接する景観形成重要地域
	史跡及び文化財	該当なし
自然	その他該当事項	がけ付近の建築制限
	地形	三角州・海岸低地
	地質	[東側] 堆積岩 [西側] 火成岩

6. 事業計画

6-1.整備手法

整備手法の検討は、建物及びその外構整備を対象とし、前提条件を以下の通り設定しています。

【前提条件】

施設種別	県立障害者支援施設（移転・建て替え）
用地	新規取得（移転先用地を取得予定）
事業費規模	大規模（10億円以上の公共施設整備事業に該当）
運営方針	指定管理者による運営継続（利用者への継続的なサービス提供を最優先）
整理の視点	整備手法の比較・特徴の整理、スケジュール・工期の観点を重視

（1）PPP/PFI手法の導入検討

本事業は、「石川県 PPP/PFI 手法導入検討規程」において、規程第3条に定める「建築物の整備に関する事業」かつ「総事業費10億円以上の公共施設整備事業」に該当し、通常は PPP/PFI 手法の導入検討が必要となります。

一方、規程第4条(3)では、災害復旧事業など緊急に実施すべき事業を検討対象から除外できるとされています。

令和6年能登半島地震に伴う復旧事業は令和8年度以降も継続し、県内事業者の繁忙が続く見込みです。また、現施設は被災しており、サービス継続の観点から早期の移転・建て替えが求められています。

これらを踏まえ、**本事業は緊急性を要すると判断し、例外規定を適用して PPP/PFI 手法の導入検討の対象外**とします。

また、本事業は県が施設を所有し、指定管理者による運営を継続することが適切であり、PFI方式等の所有・運営一体型手法を採用する必要性も低いと判断しました。

(2) 整備手法の方向性





本事業は、災害復旧事業の長期化に伴う県内事業者の逼迫状況や、現施設の被災により早期整備が求められる点を踏まえ、PPP/PFI 手法の導入検討対象外としたうえで整備手法を検討しました。

その結果、DB 方式（設計・施工一括）や ECI 方式（施工者早期参画）は、複数事業者による協働体制の構築が前提であり、現状の受注余力では参加事業者の確保が困難で、事業実施に向けた事業者側の事前準備等に余裕がないことが想定され、導入は現実的ではないと判断しました。

以上の検討を踏まえ、本事業においては、着実な事業推進を図るため、**従来方式（県直接発注）により事業を実施**するものとします。

6-2.整備スケジュール

精育園を含む開発エリア全体の概略スケジュール（従来方式）を以下の通り想定します。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
検討委員会 基本構想					
造成設計 造成工事					
地質調査 基本設計					
実施設計					
建設工事					

参考資料

■石川県精育園移転検討委員会設置要綱

石川県精育園移転検討委員会 設置要綱

(設置)

第1条 石川県精育園の移転計画を策定するため、石川県精育園移転検討委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。

(活動内容)

第2条 委員会は、移転計画に関する事項について、検討を行うものとする。

(組織)

第3条 委員会の委員は、専門的な見識を有する者、関係団体に属する者等で構成する。

- 2 委員会に委員長を置く。
- 3 委員長は、委員会に属する委員の互選により定める。
- 4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 5 委員長に事故があるときは、委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、出席を求め、意見を聴取することができる。

(事務局)

第5条 委員会の事務局は、石川県健康福祉部障害保健福祉課内に置く。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は事務局が定める。

附 則

この要綱は、令和7年10月1日から施行する。

石川県精育園移転検討委員会 名簿

【委員】

今寺 忠造	社会福祉法人徳充会 常務理事
浦 登亀夫	石川県精育園保護者会 会長
雄谷 良成	石川県知的障害者福祉協会 会長
坪田 誠	能登北部保健福祉センター 所長
永下 和博	石川県社会福祉協議会 専務理事
福村 一	石川中央保健福祉センター 福祉相談部長
藤井 優	石川県手をつなぐ育成会 会長
森山 治	金沢大学 地域創造学類 教授（社会福祉学専攻）

【オブザーバー】

宮崎 高裕 穴水町副町長

(50音順・敬称略)